

中川事務所新聞

第122号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【XPパソコンのサポート終了】

パソコンのプログラムというものは常に何らかの不具合が発生しているもので、それを修正するプログラムはネットを通じて随時配布されています。最も基本的なソフトであるWindowsも同様ですが、このうちXPについての修正プログラムが4/9から配布されなくなります。

これを放置すると、外部からその不具合を狙われ、自分のパソコンだけではなく経由して他のパソコンまで狙われるという厄介なことになる可能性が高まります。



これへの対策は巷で色々言われているようですが、最も効果的なのは買い替えです。相当詳しい人でない限り、小手先の対応策は諦めた方がいいでしょうね。

なお、現在のWindowsは8.1が最新版ですがこれが使い難く、7が望まれるところですが、店頭では既に販売終了しています。事業者用直販ルートでは入手可能ですが、こちらも現状は申込み殺到で納期が非常に長くなっています。残すところ1ヶ月ほどなので、今がギリギリの時期だということをお忘れなく。

【印紙代が変わります】

H26年4月から領収証に貼る印紙（200円）の基準が3万円→5万円に変わります。間違えて貼った印紙を取り返すのは手続きが非常に面倒なので、くれ

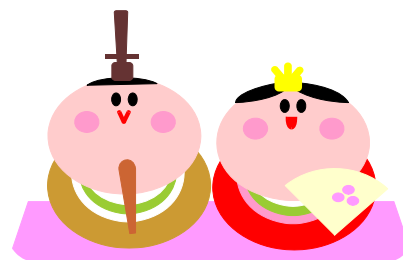
ぐれも貼り間違えの無いように。

【介護保険料率アップ】

H26年4月納付分から、健康保険料率は10%で据え置き、介護保険料率が1.55%→1.72%へと値上げされます（いずれも兵庫県の場合）。給与計算ソフト等の設定変更をお忘れなく。

【3月の事務予定】

- 3月決算法人期末実地棚卸
- 12月決算建設業決算変更届
- 1月決算法人確定申告&納税
- 消費増税への最終チェック
- 卒業式、修了式



知ってお得！？法律雑学

Q. 父が多額の借金を抱えて死亡しましたが、生前に私が受取人になっている生命保険に加入していました。借金を引き継ぐのは嫌なので、相続放棄をすると、生命保険金も手に入らないのでしょうか？

A. 相続放棄をすると、初めから相続人とならなかったものとみなされ、被相続人の権

利義務は何も引き継がなかったこととなります。

一方、生命保険金は原則的に相続財産とはなりません。したがって、相続放棄をしても生命保険金を請求することができます。また、放棄ではなく限定承認であったとしても、保険金が相続債務の引当財産とされることはありません。

ん。
なお、相続放棄をすると次順位の人に相続が伝播するので、相続人間のコミュニケーションには気を付けましょう。

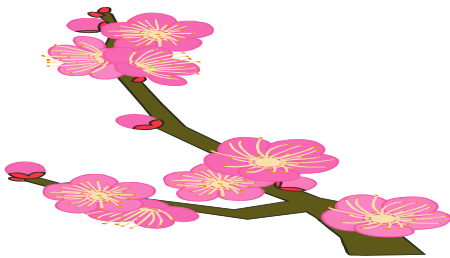


経営談義

【保証人の制度が変わりました】

中小企業が銀行等から事業資金を借り入れる場合、社長が連帯保証人になることが当たり前ようになっていますが、この取扱いが大幅に変わります。

振り返ってみると、ずっと以前には社長の他に第三者の保証人を求められた時代もありました。それが商工ローン問題を機に包括根保証という制度にメスが入り、引き続き第三者保証人を求めないというところに発展し、ついには



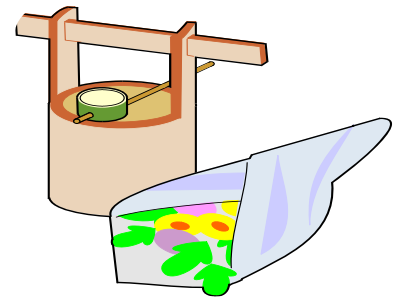
社長ですら保証人にならなくてもいいという時代になりました。

この度、「経営者保証に関するガイドライン」というものが制定され、社長が保証人にならなくてもいい条件が明確にされました。背景には事業の失敗が生活すべての破綻に繋がらないようにとの考え方があります。要するに失敗したらきちっとリセットして再スタートということです。

中小企業にとって新たな権利を得たような気もするのですが、当然ながら義務も伴います。最低限の前提として、決算書がきちんとルールに則って作成されていることや法人と個人の区別が明確になされているといったことです。い

ずれも当たり前のことですが、中小企業ではそれができていないところが多くあります。

今回は金融庁も相当の気合の入れようで、金融機関を厳しく指導していくようです。我々中小企業者としても、やるべきことはきっちりやるとともに、決算書で上手にプレゼンできるようになる必要があるでしょう。少なくとも税務申告のためだけの決算書からは早々に卒業するべきでしょう。



当所でもミヨ8パソコンを1台導入しましたが、その操作の分かり難さにほとんど放置状態です。これほどの抵抗感はかつて感じたことがありません。買い替えはぜひともミヨ7をお勧めします。

次女が公立高校に合格しました。事前に合格していた私立高校の学費等に恐れおののいていたので、心底ホッとしました。同じく三女も中学に進級します。教育関連費用の出費が凄まじいのですが、これら費用を経費で落とさせてくれたら、何よりの子育て支援になると考えるのは私だけでしょうか。

あじなわ

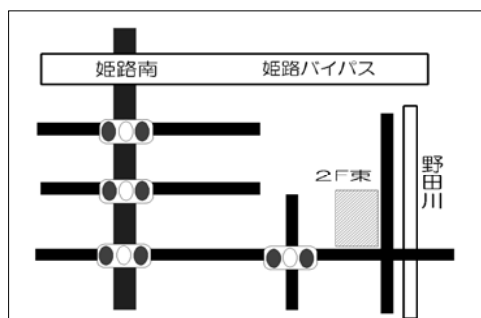
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp